

## 特殊法人役員の任命手続について

< 総裁、理事長等特殊法人の長 >  
(非常勤を含む)

原則として、所管府省において  
候補者を選定



内閣官房に協議 (了解)



閣議人事検討会議 (了解)



閣議口頭了解



所管大臣が任命

< 長以外の常勤の特殊法人役員 >

所管府省において候補者を選定



内閣官房に協議 (了解)



所管大臣の認可



特殊法人の長が任命  
(一部所管大臣が任命)